

三宅隆介 議会報告

川崎市の
不思議

なぜ 公害裁判中にも関わらず 全会一致で 「健康都市宣言」がなされたのか

大気汚染訴訟と公害克服の健康都市宣言を考える

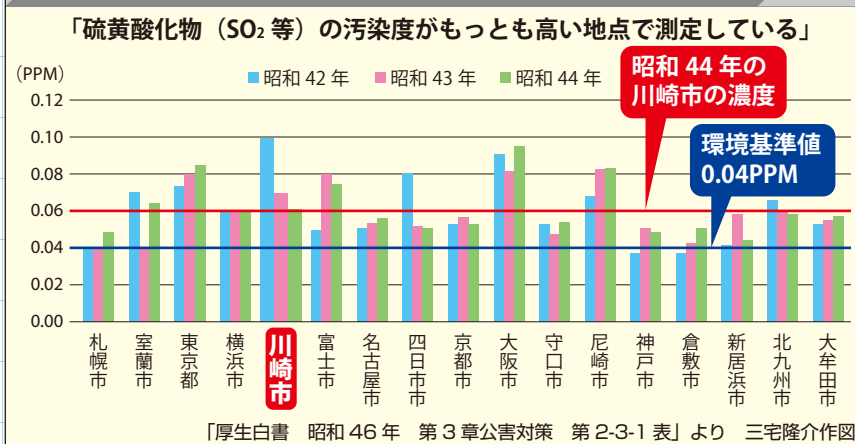
1 昭和44(1967)年には、 大気汚染は他都市並みに改善されている

意外と知られていない歴然たる事実ですが、川崎市の大気汚染濃度(SO₂等)は、昭和44(1969)年の段階で既に他都市並みに改善されています。

※SO₂とは二酸化硫黄のことで、その主な排出源は工場とされる

下のグラフのとおり、昭和42(1967)年の時点では、確かに川崎市の数値だけが突出していたと言えますが、同年には『公害対策基本法』、翌昭和43(1968)年には『大気汚染防止法』がそれぞれ制定され、各企業による環境対策が講じられるに至って川崎市の汚染濃度は改善に向かいました。

3年間連続環境基準不適合測定点を 有する都市とその年平均地



汚染濃度の改善は、主として企業が法律に基づいて講じてきた対策の成果であって、いわゆる「革新市政」が川崎の公害を克服したというのは虚構です。

実際、川崎に革新市政が誕生した昭和46(1971)年には、大気汚染は既に他都市並みに改善されているのですから。

2 裁判中の「健康都市宣言 (事実上の公害克服宣言)」が意味するもの

それから既に半世紀近くも経過しているにも関わらず、未だ川崎市が「公害のまち」という都市イメージを持たれているのは誠に不思議であり残念です。

私には、更に不思議なことがあります。

それは、国と首都高速道路公団及び企業(工場)を被告とし、川崎市に在住または通勤している公害健康被害補償法による公害病認定患者を原告とした昭和57(1982)年3月の第一次訴訟提起を受け、平成6(1994)年1月に一審の地裁判決が示され「川崎大気汚染訴訟」がはじまったのですが、その裁判の真ただ中に、なぜか事実上の「公害克服宣言」とも言うべき「健康都市宣言」が川崎市で為されていることです。

どうして、この健康都市宣言が事実上の公害克服宣言なのかと言えば、健康都市宣言には「私たちは、多摩川や海辺の潤いと多摩丘陵の緑などの恵みを健康に生かし、安らぎのある環境づくりに努めます」とあるからです。

即ち、「臨海部の潤い」「緑などの恵み」というように現在進行形で表現されていますので、既に公害は克服されているということです。むろん、そのとおりです。

では、何が不思議なのかと言うと…

右上に続きます

3 いったい誰が裁判を闘っていたのか?

下の図は、川崎大気汚染訴訟と健康都市宣言の時間的関係をあらわしたものです。



健康都市宣言は、行政側が議会に提案し、市議会の全会派一致による賛成によって平成9(1997)年3月に可決・成立しました。

その際、市議会や行政に対して、「健康都市宣言」に反対!、という意見や陳情、請願は全く出ておりません。

即ち、すべての川崎市民が納得した上での「健康都市宣言」(事実上の公害克服宣言)だったと言えます。

とすると、裁判を起こし闘っていたのはいったい誰なのでしょう…?

上の図が示すとおり、原告は31億円もの巨額の和解金を企業から得たとはいえ、国や首都高速道路公団との公害訴訟の真ただ中に、事実上の公害克服宣言である「健康都市宣言」がどうして一人の反対もなく可決・成立されたのでしょうか…不思議です。

4 川崎大気汚染訴訟では、市には法的義務なし

あまりにも不思議なので、去る9月議会において、当時の事情をよくご存じであろう菊地副市長に質問をしたところ、次のような答弁を頂きました。

「『健康都市宣言』の策定にあたっては、市議会において大気汚染に関する様ざまな議論があった上で全会派一致で可決を頂いており、反対の陳情、請願等もなかった事実などから、最終的には市民総意のもとに行なったもの」と考えるのが自然ではないかと考えています」(菊地義雄・副市長)

要するに、副市長も不思議に思われているとのこと。

もしもご存じの方がおられましたら、ぜひ教えてください…。

川崎大気汚染訴訟は、平成11(1999)年5月に東京高裁で和解が成立し終了しました。(裁判結果は上位判決をもって最終)

因みに申し添えておきますが、川崎市はこの裁判の被告でも何でもなく、成立した和解の中においても何ら法的な義務は課せられていません。

なのに未だに「あの裁判で川崎市は断罪された」とか、「川崎市の北部は未だ大気が汚染されている」とか言って、川崎市を貶めて憚らない人たちがいます。

川崎市北部の大気は汚染されている？ は間違いです



正しい喘息対策を妨げているものとは

1 何度でも言おう、大気は改善されている

川崎市には、「川崎市の北部は大気が汚染されており、それが原因で北部では成人喘息患者が増えている」と喧伝している人たちがいます。

以前、私が議会質問で事実関係を確認したところ、本市の環境局長から「川崎市北部の大気が汚染されていると言えるような事実はない」という答弁を貰っています。

それどころか、PM2.5（微小粒子状物質）等の大気汚染指標を比較すると、どちらかというとも北部よりも南部のほうが高めにあります。

因みに、高めといっても完全なる基準値内です。

PM2.5は、1日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合に健康影響が現れる可能性があると考えられていますが、川崎市南部でも概ね $5\sim 15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 程度のものです。

決算審査特別委員会の環境分科会において、改めて所管する環境局に確認をとったところ、環境局は「川崎市の大気環境は改善されている」と答弁しています。

いずれにしても、川崎市の大気環境は改善されているのです。

2 気管支喘息の発症に至る要因は様々

加えて、北部で喘息患者が増えているのかどうかについても、去る9月議会で所管局長に質問したところ、答弁に立った成田哲夫・健康福祉局長は、次のように答弁されました。

「20歳以上の気管支喘息患者を対象として実施している成人喘息患者医療費助成制度においては、全市的に受給者数が増加している。各区を比較した場合の増加率はほぼ同一であるが、宮前区以北に在住する受給者の割合が高く、平成29年7月末時点では受給者全体の約60%を占めている」（成田哲夫・健康福祉局長）

大気は汚染されていないのに、宮前区以北で成人喘息患者医療費助成制度の需給割合が全体の60%を占めているのは、大気ではない何らかの別の要因があるものと考えられます。

次いで、川崎市議会の一部の会派から、「北部における成人喘息患者が増えている原因について調査せよ」との指摘がなされていることについて質問したところ…

「気管支喘息の発症に至る要因は様々であると言われており、発症への影響の度合いも人それぞれであることや、生活環境等についても同等の条件で比較調査を行う必要があることから、発症要因の究明は難しいものと考えている」（成田哲夫・健康福祉局長）と答弁されました。



三宅隆介
プロフィール

昭和46年3月23日生まれ。
大東文化大学文学部 卒業。ユアサ商事株式会社を経て、
松沢成文（当時・衆議院議員）秘書。
平成15年4月 川崎市議会議員 初当選。[現在4期目]
川崎市多摩区中野島在住。

3 調査を求めるのであれば研究デザインと費用根拠を示すべき

なるほど、それを調査するためには、患者の属する母集団の社会経済的背景や年齢構成、性別構成などが同等の条件で、なおかつ医療費助成制度を採用しているような地域を見つけて、その地域との喘息発生に関するオッズ比を比較した調査がなされなければなりません。

考えてみると、そのような地域は存在しません。

また、「原因は大気汚染である」と言い切るためには、その両地区において明らかに大気汚染指標に差があることの証明が必要になります。

前述のとおり大気汚染については、成人喘息患者が増えているとされる北部と比較して、PM2.5等の大気汚染指標が全般的に北部よりも高めにある南部では逆に増えていないという事実もあります。

川崎市の成人喘息患者医療費助成制度は、喘息患者の認定に際して検査値などの客観的指標を求めているので、症状のみによる医師の主観的判断のみで認定が可能であるとのこと。

だとすると、例えば医師の主観的判断のバラツキを回避するために、その患者が増えている地区において認定患者数が他の医療機関と比べて異様に多い特異な医療機関が存在するのかどうかの、つまりは医療機関における認定患者数のバラツキも含めた調査が必要になります。

そのようなバラツキを排除するためには、症状以外に何らかの客観的な指標を設けて比較する必要性も生じます。

こうした諸々のことを考慮すると、一部の会派が主張するような研究調査はほぼ不可能ではないでしょうか。

それでも「調査せよ!」というのであれば、きちんとした独自の研究デザインとそれに要する費用根拠を示すべきだと思います。

4 事実を捻じ曲げた喧伝が正しい喘息対策を妨げている

以前の議会でも指摘させて頂きましたが、今や名だたる専門家が、喘息の主たる原因はダニなどのハウスダストであるとの考えが学会の主流である、と言っています。

そして何よりも、真の喘息対策は、ガイドラインに沿ったアレルギーの標準治療の均霑化、正しい知識の普及啓発などが極めて重要であると考えます。

残念ながら、事実を捻じ曲げた喧伝が、正しい喘息対策を妨げています。



詳しい内容はブログでも掲載しています！
ほぼ毎日更新！アクセス数増加中！

<http://ryusuke-m.jp>

三宅隆介

検索



スマホや携帯でも
左のQRコードから
簡単アクセス！